

## 日出町・日出町土地開発公社所有の土地売払について(ご案内)

買受希望者(買受申請者) 様

日出町

日出町土地開発公社

### 1. 土地の買受申込について

受付場所 **日出町役場 財政課管財係 窓口**(役場新館2F)

午前9時から午後5時まで(土日、祝祭日を除く)

#### ○ 買受申込に必要なもの

- ・「売払申請書」および「誓約書」(所定の用紙に署名、実印を押印のうえ提出)
- ・代理人による場合は「委任状」

#### ○ 注意事項

- ・売払申請書の提出後の辞退はできません。
- ・郵送、電話(FAX)や電子メールによる受付はできません。
- ・現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、この案内書に記載のない事項についてはご自身で調査を行い、現地の状況、法令に基づく規制、売払いの条件等を十分ご理解のうえ、お申し込みください。
- ・この案内書の内容や担当課の説明等と異なる事項があった場合は、現況を優先とします。
- ・土壤汚染調査、地盤調査、地質調査、地下埋設物調査等はしていません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- ・上記の結果、土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等が認められた場合は、買受人が処理してください。(日出町および日出町土地開発公社は一切責任を負わず、損害賠償等にも応じません。)
- ・敷地内外の工作物の移設等については、ブロック塀等の隣接工作物は隣地地権者と、その他の工作物は各工作物の所有者と協議してください。
- ・物件は全て公募面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の精算はしません。

### 2. 契約の締結と代金のお支払について

- ・申込み後、審査を経て、買受人となられた方には、売買契約書を2部お渡しします。署名、実印押印、収入印紙貼付(印紙税法に定める額を1部にのみ貼付)のうえ、2部とも財政課管財係窓口にご持参ください。
- ・売買契約締結後代金を納期までに納付しない場合は、売買契約書の条項に基づき手続きを行います。
- ・代金のお支払期日は契約締結日から30日以内に設定していますので、融資等の実情により契約締結日をご相談させていただきます。

#### ○ 契約の締結に必要なもの

- ・実印
- ・印鑑登録証明書(おおむね2ヶ月以内に発行されたもの)
- ・町税等の完納証明書(おおむね2ヶ月以内に発行されたもの)
- ・収入印紙(契約印紙税、契約額によって額が決まります。)

### 3. 所有権移転・引渡しについて

契約された土地の所有権は、代金の全額納付が確認されたとき、買受人に移転されるものとし、所有権移転登記は日出町が囑託して行います。

※融資を受けて購入される場合は、買受人が行うことになります。

#### ○ 所有権移転登記に必要なもの

- ・登録免許税額(土地評価額の13/1000)
- ・資格証明書(個人は住民票、法人は全部事項証明書)

### 4. その他

- ・不動産取得税(取得時のみ)、固定資産税(1月1日時の所有者)は、買受人の負担となります。
- ・町上下水道加入負担金、土地引込工事費等に伴う費用は、買受人の負担となります。

お問い合わせ先

日出町役場財政課管財係 (☎0977-73-3153:直通)